

紙製品の古紙配合率乖離問題に関する当 ISO 審査センターの対応について

一部の紙製品における古紙配合率が実際とは乖離していた問題について、最近の景品表示法違反との公正取引委員会の判断を含め、本年になって新聞報道等で取り上げられています。この問題に関して、当センターは規定に基づき、関連登録組織について、速やかな調査・事実確認、審査評価委員会の審議等を経て、次のような対応を行っております。

- ・ 品質マネジメントシステム登録組織（関連 1 工場）については、ISO9001 規格に照らし本件が不適合であることを明確にし、是正処置の速やかな実施を求めるとともに、臨時審査を実施することを通知しました。この結果如何によっては、さらなる追加措置も検討する予定です。
- ・ 環境マネジメントシステム登録組織（関連 5 工場）については、古紙配合率が製品の環境側面と考えられること、従って、その表示をする場合は、景品表示法も含めて表示に係る要求事項を環境マネジメントシステム上の問題として捉え、順守評価していくべき旨を通知しました。

当センターとしては、今後もこの問題を引き続き注視し、臨時審査や定期審査において関連登録組織の対応状況を確認していきます。

引き続き KHK-ISO 審査センターの認証活動に対するご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(以上)